

形態が考えられるようになったことである。

以上、利用者側調査からとくに興味深い結果をいくつか拾って紹介したが、結論的には、①普遍的な支持サービス( a universal support service )の利用可能性を如何にして高めるか、②ソーシャルワークにどのような内容の専門性が必要とされるか、③ボランタリーな地元住民の参加と相互援助の体制を如何にして確立するかということが、社会サービス部の今後の主要な課題であり、これらについて、サービス利用者と更に積極的に対話していくことが必要だと言える。

Ann Glampon and E. Matilda Goldberg, Post Seebohm Social Services: (2) The Consumer's Viewpoint, Social Work Today  
Vol.8, No.6. November 9. 1976.

(冷水 豊 東京都老人総合研究所)

## 社会的負担の国際比較

(O E C D )

租税や保険料の負担率は、国によって大きく異なる。O E C D の最近資料から主要国の租税や保険料の負担状況を比較してみよう。

表1はG D P (国内総生産)またはG N P (国民総生産)に対する租税と保険料の割合を示したものである。これによると、社会保障、住宅、教育など社会サービスを主として国の財政で行っているスウェーデンとイギリスにおいては租税の割合が高く、保険料の割合が相対的に低い。社会保険の財源を大部分労使の保険料でまかなっているフランス、西ドイツおよびイタリアにおいては保険料の割合が相対的に高い。全国民を対象とする医療保険がいまだ設けられていないアメリカの保険料負担率は相対的に低い。また、日本はこれらの国の中では租税も保険料も低い。これらの各国の社会的負担率の差は、社会サー

ビスの水準やその費用の負担方式のちがいに負うところが大きい。ただ共通していることは、いずれの国においても保険料の割合は年々上昇しているということである。租税についてはその割合は必ずしも上昇しているわけではなく、フランス、イギリス、アメリカおよびイタリアにおいてはやや低下している。このため社会的負担率が明らかに上昇している国は、日本、西ドイツおよびスウェーデンで、他の国はやや低下している。

つぎに個人所得に占める税負担、社会保険料負担および個人貯蓄の割合をみ

表1 主要国の社会的負担率

国	年	租 税	保険料	計
日 本	1969	15.8	3.7	19.5
	1972	17.0	4.1	21.1
	1973	17.2	3.9	21.1
フ ラ ン ス	1969	23.5	13.1	36.6
	1972	22.2	13.4	35.6
	1973	22.2	13.6	35.8
西 ド イ ツ	1969	24.7	10.4	35.1
	1972	23.9	11.7	35.6
	1973	25.3	12.4	37.7
イ ギ リ ス	1969	32.2	4.9	37.1
	1972	29.2	5.4	34.6
	1973	27.4	5.6	33.0
ア メ リ カ	1969	23.8	5.2	29.1
	1972	22.3	5.8	28.1
ス ウ ェ ー デ ン	1969	32.8	7.9	40.7
	1972	35.0	9.0	43.9
イ タ リ ア	1969	19.4	10.9	30.3
	1972	18.7	12.2	30.9
	1973	17.9	12.2	30.0

(注) フランス、西ドイツ、イギリス、イタリアはG D Pに対する割合、日本、アメリカ、スウェーデンはG N Pに対する割合。

(資料) OECD, Revenue Statistics of OECD Member Countries 1975.

ると表2のとおりである。これによると、表1とほぼ同じような傾向がみられる。また、税負担および保険料負担の割合に応じて個人貯蓄率がちがっており、税負担および保険料負担の高いイギリスやスウェーデンにおいては個人貯蓄率が低く、税負担および保険料負担の低い日本においては個人貯蓄率が非常に高い。日本の個人貯蓄率が非常に高いのは、所得が高く生活に余裕があるからではなく、物価高による日常生活への不安、病気や老後の際の自己保障のための貯え、教育費や住宅費に対する貯えなど国家施策の不十分な面の自己保障のための貯えを必要とするからである。したがって、わが国の場合個人貯蓄は大部分生活の自己保障に必要なものとみることができ、この率と合わせて生活保障のための負担とみるのが妥当であろう。将来、税負担率や社会保険負担率が上昇するにつれ、個人貯蓄率は低下するであろう。これは、社会保障等社会サービスの拡充にともない自己保障の部分が少なくなるとともに、生活保障

表2 個人所得に占める税負担、社会保険負担および個人貯蓄の割合  
(単位: %)

国	年	税負担(A)	社会保険負担(B)	(A)+(B)	個人貯蓄率
日本	1962	4.7 (15.2)	3.7	8.4 (18.9)	16.8
	1974	7.1 (15.8)	5.2	12.3 (21.0)	21.8
アメリカ	1962	12.2 (23.7)	5.2	17.4 (28.9)	4.7
	1973	15.4 (26.2)	8.3	23.7 (34.5)	7.3
イギリス	1962	10.7 (26.7)	5.1	15.8 (31.8)	4.0
	1974	14.5 (29.9)	6.9	21.4 (36.8)	6.4
西ドイツ	1962	9.4 (26.4)	10.3	19.7 (36.7)	10.1
	1974	12.4 (24.6)	13.2	25.6 (37.8)	10.1

国	年	税負担(A)	社会保険負担(B)	(A)+(B)	個人貯蓄率
フランス	1962	4.3 (23.3)	14.6	18.9 (37.9)	9.1
	1974	4.7 (22.8)	15.1	19.8 (37.9)	9.4
スウェーデン	1962	16.9 (30.4)	5.2	22.1 (35.6)	5.5
	1974	22.0 (37.1)	9.5	31.5 (46.6)	5.5

(注) ( )内は間接税負担を加えた場合の比率。

(資料) OECD, National Accounts of OECD Countries, 1973, 1974.

のための負担率(個人貯蓄率を含む)にも限界があるからである。

表3は、西ドイツにおける被用者の賃金・給与に対する所得税と社会保険料の比率を示したものであるが、これによると、所得税も社会保険料も年々比率は高くなっている、被用者の負担が増大していることがわかる。総賃金・給与に対する所得税の比率は25年間に約3倍に上昇しており、また社会保険料も

表3 西ドイツの被用者賃金・給与に対する所得税・社会保険料の比率

年	総賃金・給与に対する 比率 所得税 社会保 税 料 (被用 者負担 分)	社会保険料率 (被保険者負担分)				各被用者の賃金・給与 に対する比率			
		年 保 金	病 保 険	雇 用 保 険	計	所得 税	社 会 保 险 料	計	
1950	4.6	7.9	12.5	5	3	2	10	4.0	9.9 13.9
1960	6.4	9.4	15.8	7	4.2	1	12.2	4.7	11.7 16.4
1970	11.9	10.7	22.6	8.5	4.1	0.65	13.25	10.4	13.2 23.6
1973	14.9	11.6	26.5	9	4.6	0.85	14.45	11.8	14.4 26.2
1974	16.0	11.6	27.6	9	4.8	0.85	14.65	12.5	14.5 27.0
1975	15.1	12.3	27.4	9	5.3	1	15.3	10.8	15.2 26.0
1979	19.2	13.4	32.6	9	6.5	1.5	17.0	...	...

(注) 1979年は予測。社会保険料率は基本賃金(1日当たり賃金)に対する割合。

被用者の年間平均賃金・給与額は1975年21,808マルク(約271万円)。

(資料) Sozialbericht 1976.

4.4 ポイント上昇している。そして両者を合計した比率は約2倍以上に達している。この比率は今後さらに上昇する見込みであり、1979年には32.6%に達するとみられている。

これを日本の被用者の場合と比較すると、大きな差があることがわかる。すなわち、表4は日本の標準世帯の給与に対する所得税と社会保険料の比率を示したものであるが、西ドイツの疾病保険加入所得限度額（1976年27,900マルク）に近い300万円の年収の者の場合、所得税については西ドイツの約 $\frac{1}{4}$ 、社会保険料については約 $\frac{1}{2}$ できわめて低い。年収500万円の場合でもこれらの比率はかなり低い。当然のことながら今後所得税も社会保険料も上昇するであろうが、西ドイツ並みになるには相当長い期間がかかると思われる。ただ単純に比較して西ドイツより比率が低いので、所得税や社会保険料をもっと引き上げてもよいのではないかと判断するのは適当でなく、それは社会サービスの充実の度合に応じたものでなければならないので、あくまで社会サービスとの関係で考えられるべきことである。

表4 日本の給与所得者（夫婦・子ども2人）の給与に対する所得税  
・社会保険料の比率  
(単位: %)

年	給与年額100万円			給与年額200万円			給与年額300万円			給与年額500万円		
	所得税	社会保険料	計									
1955	26.9	7.05		37.7	7.05		43.1	7.05		49.7	7.05	
1960	11.9	5.60		20.2	5.60		25.5	5.60		31.8	5.60	
1970	0.9	7.35		6.2	7.35		10.5	7.35		17.6	7.35	
1973	—	8.05		4.0	8.05		7.2	8.05		12.6	8.05	
1974	—	8.05		1.7	8.05		4.0	8.05		7.7	8.05	
	(1.9)	(10.1)		(4.7)	(12.9)		(6.1)	(14.7)		(9.0)	(17.2)	
1975	—	8.2		8.8	0.6		8.2	9.4		2.8	8.2	
	(—)	(8.2)		(3.2)	(11.4)		(4.9)	(13.1)		(8.0)	(14.9)	
												(16.2)

(注) 1. 社会保険料は政管健保、厚年および雇保の合計。

2. 1975年の内は上段単身者の場合、下段夫婦の場合。

(資料) 国税庁「国税庁統計年報告書」、「社会保障年鑑」。

OECD, Revenue Statistics OECD Member Countries 1975.  
OECD, National Accounts OECD Countries, 1973, 1974.  
Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, Sozialbericht 1976.

(石本忠義 健保連)

## ティトマスと社会福祉

### I

戦後イギリスの社会福祉や社会保障を口にする場合、ティトマスという人を避けて通ることは困難であろう。それほどまでにこの分野でティトマスの果たした功績は大きい。ティトマスの考え方や研究方法は、現在のイギリスにおける福祉政策研究をささえる一本の大きな柱となっている。彼の亡き後、その遺した成果と課題を整理する努力が試みられるのは当然のことであろう。

ここに紹介する論文は、そうした試みの一つである。著者はまず序において、ティトマスの著作に共通して見られる一般的特徴を紹介し、その上でいくつかのテーマに絞り彼の論旨を整理し、理論上の矛盾点や問題点を指摘している。

### II

ティトマスの著作に共通する特徴点として著者が列挙するのは次のような点である。

#### i) 福祉政策 (social policy) の意味

福祉政策とはどういう意味を持つものかについて、彼は常に強い関心をはらっていた。そして彼は福祉政策の意味を経済政策との対比において捉えていた。後者が交換ないし相互移転の関係に立脚するのに対し、前者は贈与ないし一方的移転の関係に立脚しており、従ってまた同化、参加、共同化の概念、利他的な考え方を育成するものであると考えていた。

しかしこのような対比が果たして有効かどうかは議論のあるところである。福祉政策は必ずしも贈与の考え方ばかりに依拠しているのではないし、同化の作用にても、経済市場の方がはるかに強い役割を果たしていると考えられる。

#### ii) 前提となる価値観

彼は価値判断を避けて福祉を論することはできないと考えていた。彼自身は、平等、公正、自由、人類愛、友愛等を重視しており、その価値観は、35年の長